

議事要旨(8) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬専門委員長及び秋葉主席研究員より、企業結合専門委員会では、プロジェクト計画表にて企業結合（ステップ2）とされている企業結合等の会計処理の見直しについて、第3四半期に論点整理の公表に向けて検討を進めていることと、審議事項(8)「企業結合(ステップ2)ー今後、検討が考えられる項目」について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

(I. 少数株主持分の取扱いについて)

- ・ まずは連結基礎概念について議論を行い、コンセンサスを得たうえで検討を進めた方が、モザイク状の不整合な結果になることを避けることができるのではないかと。

この点につき、事務局側からは、専門委員会の議論を踏まえると、連結基礎概念によってすべてが整理できるわけではなく、国際的な会計基準では経済的単一体説と明記したうえで少数株主持分を資本とする取扱いが定められているわけではないこと、また、国内のコンセンサスを得るうえでは、対立軸を設けるよりも、財務報告の目的に照らして検討することの方が効果的な議論ができると考えていることから、まずは各論を議論したうえで集約していく方向性が説明された。

(IV. のれんの会計処理について)

- ・ のれんの償却に係る論点については、現行の減損会計も見直しが必要という論点もあるのではないかと。

この点につき、事務局側からは、専門委員会においても、のれんの償却に係る理屈については議論され尽くしてきている感があり、むしろ、のれんを非償却とした場合の派生論点である無形資産の区分方法や減損会計の見直しとそれらに伴うコストベネフィットなどの観点も含め議論すべきであるという意見がある旨の説明がなされた。

(個別財務諸表上の処理について)

- ・ 個別上ののれんの償却や減損、投資の評価という論点もあるため、連結を主として検討する場合であっても、個別上の処理についても検討すべきではないかと。

この点につき、事務局側からは、論点整理の段階では方向性を示すことが困難なものは、いくつか選択肢を示す予定であり、連結と個別の関係についても検討すること、また、共通支配下の取引における個別上の処理も検討している旨の説明がなされた。なお、子会社・関連会社株式の評価については金融商品専門委員会でも検討される。

以上